

平成 28 年度 第 1 回上越市空き家等対策協議会 次第

日時：平成 28 年 6 月 6 日（月）

午後 1 時 30 分～

会場：上越市役所 4 階 401 会議室

1. 開会

2. 都市整備部長挨拶

3. 議事

(1) 議題第 1 号 上越市空き家等対策計画の策定について

(2) 議題第 2 号 特定空き家等の認定について

(3) その他

4. その他

5. 閉会

上越市空き家等対策計画の策定について

■ 計画の骨子（案）

第1章 計画の趣旨

全国的な空き家等の増加に伴う特別措置法の施行、当市の空き家条例の制定を踏まえた本計画策定の趣旨、計画の法的な位置付けなどを記載

第2章 空き家等の状況

当市の人口、世帯数等の推移のほか、全国の空き家数、空き家率、また当市の空き家数、空き家等が発生すると考えられる原因などを記載

第3章 基本方針等

空き家対策に取り組む目的、また空き家等の適正管理、有効活用など当市の空家対策の柱となる基本方針のほか、空き家等の定義、本計画の対象地区、空き家等の調査、本計画期間などを記載

第4章 空き家等対策の方向性

空き家等は私有財産との原則に基づいた所有者等による空き家等の適切な管理の促進、除去後の跡地利用、また当市の特定空き家等への対応などを記載

第5章 空き家等対策の実施体制等

市民等からの空き家等に関する相談への対応を含む当市の空き家対策の実施体制、関係機関等との連携などを記載

第6章 その他空き家等対策に関する必要事項

計画の見直し、空き家対策を補完する補助制度の方向性などを記載

■ 参考（計画に盛り込むべき事項）

上越市空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例

第7条 略

2 空き家等対策計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 空き家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空き家等の種類その他の空き家等に関する対策の基本的な方針
- (2) 計画期間
- (3) 空き家等の調査に関する事項
- (4) 所有者等による空き家等の適切な管理の促進に関する事項
- (5) 空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の活用の促進に関する事項
- (6) 特定空き家等に対する措置その他の特定空き家等への対処に関する事項
- (7) 住民等からの空き家等に関する相談への対応に関する事項
- (8) 空き家等に関する対策の実施体制に関する事項
- (9) その他空き家等に関する対策の実施に関し必要な事項